補聴器の適切な供給および普及のための原則

2026 年 6 月 12 日
公益財団法人テクノエイド協会理事長
一般社団法人日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会理事長
一般社団法人日本聴覚医学会理事長
一般社団法人日本補聴器工業会理事長
一般社団法人日本補聴器販売店協会理事長
特定非営利活動法人日本補聴器技能者協会理事長

JapanTrak2025（日本補聴器工業会）によると、自己申告による難聴者は人口の11%を占めるが、補聴器所有率は難聴自覚者の 15.6%に留まり、しかも満足度は54%であり、欧米に比較し、本邦の補聴器の普及率、満足度は低い。補聴器の適切な供給をとおして、聞こえにくさを自覚し、コミュニケーションの困難さをおぼえている人たちの不自由さを減らし、社会性を保つことは、国民生活の質の向上に重要である。

そのため、現状の補聴器供給体制の全般的な改善が喫緊の課題であることから、補聴器の適切な供給と装用者が安心して使える環境を整えることを目的に、我々は補聴器供給および普及に関わる全ての関係者に向けて、必要な原則を示すこととした。

【供給において遵守すべき原則】

1．総論

（1）補聴器供給は、補聴器相談医、認定補聴器技能者、言語聴覚士がそれぞれの役割を分担し、協働して行う。

（2）両耳装用は「言葉の聞き取り」「雑音下の聞き取り」「方向感」を改善することから、補聴器装用は両耳を原則とする。

（3）補聴器の販売に必要な補聴器特性の測定、音場での検査等を行える環境を有する販売店が補聴器を販売する。

（4）販売店は、別に定める適切な供給基準を遵守する。

2．販売時

（1）販売店は、顧客に対して販売前に2カ月間を目安に試聴の機会を提供することとし、補聴器を試用貸出する。試聴期間中も定期的なフォローアップを行うこととし、

個々の装用者に適した最大出力・利得および周波数特性を中心として貸出器を調整するとともに、装用時間、満足度を確認し、必要に応じて機器のメンテナンスを行う。

（2）装用者の利便性を勘案しつつ、特に装用開始直後のフォローアップは間隔を短期間とし、装用の程度、慣れに応じて、間隔を延長する。

（3）販売店は、補聴器使用後に予想される不快感や慣れ等、経過に応じた適切な説明を行う。

3．販売後

（1）販売店は、補聴器更新時を含めて、定期的な医学的経過観察のために、補聴器相談医等の耳鼻咽喉科受診を装用者に勧奨する。

（2）補聴器使用開始後のフォローアップは、補聴器相談医自身、またはその指導のもとに認定補聴器技能者、補聴器医療に精通した言語聴覚士が対応する。

【普及のための原則】

適切な補聴器供給を整え、質が担保された普及を促進するために、本原則に則った補聴器の供給が行われる場合のみに支給される公的支援の整備等を進めるなど、我々は関係者への本原則の普及啓発に努める。

あわせて、補聴器の装用に関するスティグマの払拭に向けて、我々は関係者の協力を得て、補聴器の効用および生活の質の向上への貢献等について普及啓発に努める。

本原則は、一般社団法人日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会、一般社団法人日本補聴器工業会、一般社団法人日本補聴器販売店協会、特定非営利活動法人日本補聴器技能者協会の各代表者および学識経験者によって構成される補聴器協議会において審議し、一般社団法人日本聴覚医学会の協力を得て、令和 8 年 6 月 12 日に決定された。

「補聴器の適切な供給および普及のための原則」における供給基準について

2026 年 6 月 12 日
公益財団法人テクノエイド協会理事長
一般社団法人日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会理事長
一般社団法人日本聴覚医学会理事長
一般社団法人日本補聴器工業会理事長
一般社団法人日本補聴器販売店協理事長
特定非営利活動法人日本補聴器技能者協会理事長

【供給において遵守すべき原則】1．（4）に定める供給基準としては、一般社団法人日本補聴器販売店協会が定める「補聴器販売業プロモーションコード」や「補聴器適正販売ガイドライン」が該当する。